

「STOP！！死亡災害 2017 和歌山」

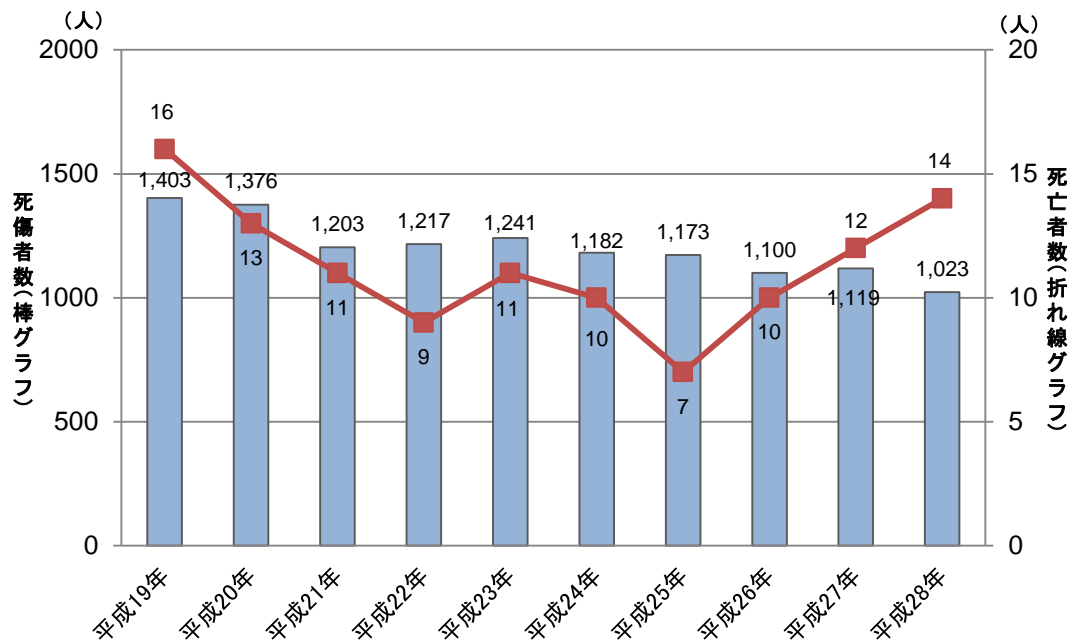
～ 労働災害は、家族にとっての悲しみだけでなく、
社会全体の大きな損失です ～

平成28年における和歌山県内の労働災害による死亡者は、14人（平成29年1月末速報）となり、平成27年の12人を超え、3年連続の増加となっています。

特に建設業が7人と死亡災害の半数を占めているほか、様々な業種、年代の方に発生しています。

このような憂慮される状況を重く捉え、和歌山労働局では、「STOP！！死亡災害 2017 和歌山」を展開し、和歌山県内の事業者及び労働者に、あらためて、安全の確保が何よりも優先されるべきであることを認識いただき、これ以上、尊い命が失われることがないように、死亡災害の撲滅を目指すものです。

和歌山県内における労働災害発生状況の推移



※平成28年は、平成29年1月末現在の速報値

死亡災害の発生状況（平成28年）

死亡 累計	事業の種類	事故の型	年齢層	災害発生状況
1	運輸交通業	交通事故 (道路)	50歳代	高速道路をトラックで走行中、対向車線にはみ出し、道路脇の標識に衝突したものの。
2	建設業	崩壊、 倒壊	50歳代	コンクリートブロック造建屋の壁の撤去作業において、3面の撤去が終わり、残り1面の壁(長さ7.3メートル、高さ2.7メートル)の基礎部を電動ハンマーで、はつっていたところ壁が倒壊し、作業員2名が下敷きになったもの。
3	建設業	崩壊、 倒壊	50歳代	コンクリートブロック造建屋の壁の撤去作業において、3面の撤去が終わり、残り1面の壁(長さ7.3メートル、高さ2.7メートル)の基礎部を電動ハンマーで、はつっていたところ壁が倒壊し、作業員2名が下敷きになったもの。
4	製造業	崩壊、 倒壊	30歳代	材料の入ったフレコンバックを工場内に2段積で保管していたが、上段のフレコンバックが落下し、その下にいた作業員に激突したものの。
5	建設業	墜落、 転落	60歳代	現場内の路肩近くに止められていた振動ローラーに乗り、作業をしようとしたところ運転操作を誤り路肩から振動ローラーとともに転落したものの。
6	教育研究業	はさまれ・ 巻き込まれ	60歳代	校舎の戸締りを行うため、防火扉を閉る際に、風にあおられた防火扉と内壁の戸枠に挟まれたもの。
7	林業	激突され	40歳代	機械集材装置を用いて伐採木の荷かけ作業をおこない、運転者へ運転の合図を行い、機械集材装置が動きだしたところ、作業索(ワイヤーロープ)が被災者に当たったもの。
8	建設業	転倒	50歳代	ドラグショベルを運転してアスファルト殻をトラックに積み込んでいたところ、ドラグショベルのバランスが崩れ転倒したもの。

9	警備業	墜落、 転落	40歳代	警備業務の交代のため、同僚が現場に到着した際、被災者の姿が見えないため付近を捜索したところ、車を駐車している箇所からおよそ9m下方のがけ下で倒れている被災者を発見したものの。
10	製造業	墜落、 転落	20歳代	移動式クレーンで鉄骨をつり上げたところ、つり上げた鉄骨が、積み重ねていた隣の鉄骨に接触し、積み重ねられていた鉄骨の上にいる被災者が墜落したものの。
11	建設業	はさまれ・ 巻き込まれ	20歳代	トンネル工事においてトンネル建設機械の調整を行っていたところ架台がリンクの釣り合い点を越えたため一気にスライドし、架台とセトル本体の間に頭部を挟まれたもの。
12	建設業	墜落 転落	60歳代	倉庫の天井に、鳥よけ用のネットを設置する作業を行うため、2台のローリングタワー（移動式足場）間に木製の足場板を3枚掛け渡し足場板上でも作業できるようにし、足場板に足をかけたところ足場板が転位して2.8メートルの高さから墜落した。
13	建設業	崩壊 倒壊	40歳代	解体工事現場内において、エンジンカッターを用いブロック壁の切断・解体作業を行っていたところ、当該ブロック壁（高さ2.4m×長さ8m重量約3.3t）が倒れてきて下敷きとなった。
14	製造業	おぼれ	70歳代	自社の作業場を巡視するため駐車場へ社用車を駐めようとしたところ、アクセルとブレーキを踏み間違え、車止めを乗り越え社用車もろとも海中へ転落したものの。

主な実施事項

事業者と労働者が「安全」を最優先にすることを再認識し、不安全状態・不安全行動を無くすため、「何が危険か」、「どうなれば危険か」など、基本に立ち返り、各職場での安全総点検を行いましょよう。

【総点検事項（全業種）】

□経営トップが「安全宣言」を行い、率先垂範して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内の「安全衛生活動」を実施するなど、職場内の「安全衛生活動の総点検」を行いましょよう。

□安全管理体制と活動を見直し、「安全活動の総点検」を行いましょよう。

□高年齢労働者の労働災害防止に向けた職場改善（「高年齢労働者緊急労働災害防止対策実施要綱」に基づく措置）を行いましょよう。

□経験の少ない労働者に対する教育を行いましょよう。

□非定常作業における労働災害防止対策の徹底を図りましょよう。

□交通労働災害の防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発 0403001 号、平成 25 年一部改正）に基づき適切に取り組みましょよう。

□墜落・転落災害の防止対策

- ・足場の手すり、下さん、幅木の設置及び作業床の確実に固定しましょよう。
- ・作業床を設けることが困難な場合の保護帽（墜落防止用）、安全帯の着用を徹底しましょよう。
- ・開口部端部の明示、養生を徹底しましょよう。

【総点検事項（重点業種）】

□建設業における「崩壊、倒壊」、「車両系建設機械」による労働災害の防止対策を徹底しましょよう。

- ・「崩壊、倒壊」（特に解体工事現場でのコンクリート構造物）
- ・「車両系建設機械」（転倒、転落）

□陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策を徹底しましょよう。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、陸上貨物運送事業者・荷主等との連絡調整を図り、荷役作業の安全対策に取り組むこと。

□林業における「機械集材作業」の安全対策を徹底しましょよう。

□農業における脚立、はしご等を用いた高所作業の安全対策を徹底しましょよう。